

令和4年度 下半期
四国中央市水道事業
業務状況説明書

令和4年10月 1日から

令和5年 3月31日まで

四国中央市水道局

目 次

令和4年度下半期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1) 収益的収入及び支出	1
	(2) 資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------	---

1 事業の概況

給水件数 44,207件 (令和5年3月31日現在)

年間総給水量 10,817,920 m³

1日平均給水量 29,638 m³

主な建設改良事業 (消費税込み)

柳瀬水系取水管更新及び沈砂池耐震補強工事 44,444,000円

樋谷送配水管布設工事 (第1工区) 32,901,000円

樋谷送配水管布設工事 (第2工区) 30,844,000円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,766,666,000	1,728,588,940	97.8
うち給水収益	1,740,320,000	1,707,333,940	98.1
営業外収益	534,404,000	536,557,377	100.4
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,301,100,000	2,265,146,317	98.4
営業費用	2,006,457,000	1,893,406,447	94.4
営業外費用	221,520,000	203,822,353	92.0
特別損失	480,000	0	0.0
予備費	4,543,000	0	0.0
支出合計	2,233,000,000	2,097,228,800	93.9

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	74,000,000	74,000,000	100.0
企業債	685,000,000	339,000,000	49.5
負担金	147,937,000	147,936,484	100.0
工事負担金	8,000,000	6,434,691	80.4
固定資産売却代金	563,000	0	0.0
収入合計	915,500,000	567,371,175	62.0
建設改良費	1,169,923,000	748,285,833	64.0
企業債償還金	557,920,000	557,876,178	100.0
負担金	1,580,000	1,579,018	99.9
予備費	6,077,000	0	0.0
支出合計	1,735,500,000	1,307,741,029	75.4

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和5年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,445 件 |
| (2) 年間総給水量 | 11,189,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,571 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |

ア 中田井配水池系東部地区配水本管布設事業

イ 川滝地区水道施設電気設備更新事業

ウ 土居地域上水道整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,317,000 千円
第1項 営業収益	1,947,246 千円
第2項 営業外収益	369,724 千円
第3項 特別利益	30 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	2,282,000 千円
第1項 営業費用	2,051,464 千円
第2項 営業外費用	223,561 千円
第3項 特別損失	480 千円
第4項 予備費	6,495 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 843,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118,824 千円及び過年度分損益勘定留保資金 724,176 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	987,000 千円
第1項 企業債	827,000 千円
第2項 負担金	152,736 千円
第3項 工事負担金	6,500 千円
第4項 固定資産売却代金	764 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,830,000 千円
第1項 建設改良費	1,309,805 千円
第2項 企業債償還金	511,500 千円
第3項 負担金	1,610 千円

第4項 予備費
(債務負担行為)

7,085 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川滝地区水道施設電気設備更新事業	令和5年度から 令和6年度まで	250,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 827,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 248,000 千円
- (2) 交 際 費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,911 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000 千円と定める。